

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

記

1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-124-1）

3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

- ・安全運転実車走行（基本走行）約1時間
- ・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

4. 研修受講料

中型：25,920円、準中型：22,680円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：12,960円、準中型：11,340円）となります。

※ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

6. 研修受講予約の受付期間

2019年4月15日（月）～2020年2月28日（金）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大手協ホームページTOPICS欄にてご案内いたします）

7. 研修受講予約以降の流れ

- ① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。
予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

<受講予約・申込先>

堺自動車教習所 TEL（072）227-6620

FAX（072）221-6403

（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～18:00 年末年始以外無休）

- ② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写）、様式2（暴力団等の排除に関する誓約書））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。（**2020年2月28日（金）締め切り**）

※提出先（郵送可）：（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

8. 助成（利用）制限

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

9. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL（06）6965-4033

準中型車両・中型車両 安全運転研修プログラム(3時限)

時刻	項目	内容	備考
	オリエンテーション	① 研修目的説明 ② プログラム内容説明 ③ 注意事項説明(運転免許証の確認含む)	10分
	所内走行	① 慣熟走行 ・ 所内外周及び幹線コース走行 ② S・クランクコース走行 ・ 前進及び後退での走行 ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行 ・ 後退誘導も含めた車体、車輪感覚(内輪差の理解)	40分
	一般道路走行	① 市街地走行 ・ 遵法運転 ・ 住宅街における車体感覚及び危険予測 ・ 振出し確認の重要性 ・ 安全な交差点通行(右左折方法含む)	80分
	まとめ	○ 講評	10分
	終了	○ 解散	

※ 休憩は状況により、適時確保いたします。

※ 現有免許により、安全運転研修プログラムの変更があります。

研修内容詳細

○ オリエンテーション

- ・ 研修開始前に、研修目的などの説明をします。
- ・ 研修目的は、トラックの特性を理解するとともに、安全運転知識を高めます。

○ 所内走行

① 慣熟走行

- ・ 先ず、トラックの操作及び車両の大きさに慣れて頂き、これからの指導方法を決定します。

② S・クランクコース走行

- ・ S・クランクコースを前進で走行することで、内輪差の大きさを体感します。また、後退で走行することにより、外輪差の大きさを体感して頂きます。

③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行

- ・ 方向変換や縦列駐車を体験するなかから、トラックの後退における特性及び車両感覚を身に付けて頂きます。また、リアオーバーハングによる尻振りの危険性を理解して頂きます。
- ・ あい路とは、前進で左右から直角に曲がり、指定された白線内に車輪、車体を真っすぐにおさめる練習です。前後輪の軌跡をイメージして狭い指定場所に止めることにより、切り返しや幅寄せを活用することで、車体、車輪の感覚と車の行動特性を理解して頂きます。

○ 一般道路走行

- ① 遵法運転とは、如何に道路交通法を認識しているか、また、法規に従った運転の重要性を一般道路を走行しながら遵法精神を高めます。

- ② 住宅街の狭い道や歩行者、自転車などの行動予測を含めた危険予測における事故防止の運転方法及び事故が多い交差点の正しい、安全な通行方法を理解して頂きます。

堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1
電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴーラリージェンシー側)を出てください
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折
100メートルほどで左側が教習所です。

「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日		西暦		年	月	日
事業者名	Ⓜ							
支店名・営業所名								
会社所在地	〒 ー							
電話・FAX番号	電話 ()			FAX ()				
申請責任者	役職		氏名					
教習車 (選択するものに○)	中型(5.5t) ・ 準中型(2t)							
研修受講者	ふりがな							
	氏名							
	緊急連絡先 (携帯電話等)							
	受講希望日		西暦 年 月 日() 午前・午後 : ~ :					
	現有免許 (いずれかに○)		普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型	大型
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講開始()分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください 2. 運転に適した服装でお越しください 3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります) 4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。 5. その他 							

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403



(様式 1)

所属支部 _____ 支部
西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

金 _____ 円 (中型 @12,960円× 名分)
(準中型 @11,340円× 名分)

1. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	2019年 4月 1日 (中型・準中型)
1		(所在地)	年 月 日 (中型 ・ 準中型)
2		(所在地)	年 月 日 (中型 ・ 準中型)
3		(所在地)	年 月 日 (中型 ・ 準中型)

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

2. 助成金振込先口座

フリガナ								
氏 名 (預金口座名義)								
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫						支店	
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号						

3. 添付書類

○修了証の(写) ○領収証の(写) ○暴力団等の排除に関する誓約書(様式2)

□←暴力団排除にかかる誓約書(様式2)について2019年度(2019年4月1日以降)、すでに提出済の方はチェックを入れてください。(提出は年度内一度で可)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

(様式2)

西暦 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑨

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者